

京都市告示第 362号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から14日間一般の縦覧に供します。

平成17年10月27日

京都市長 榎 本 頼 兼

道路の種類 市 道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
静市1号線	左京区静市市原町211番地の1地先から 同町265番地地先まで	旧	メートル 23.80	5.20 ~メートル 6.60
		新	23.80	5.35 ~ 6.99
松尾山田経17号線	西京区山田平尾町36番地の5地先から 同町34番地地先まで	旧	9.90	1.70
		新	9.90	2.92 ~ 5.19
松尾山田経30号線	西京区山田平尾町36番地の11地先から 同町36番地の7地先まで	旧	10.80	3.55
		新	10.80	6.00 ~ 6.01
日野経38号線	伏見区日野岡西町4番地の43地先から 同区日野田頼町45番地の17地先まで	旧	472.70	0.90 ~ 7.01
		新	465.30	6.00 ~ 7.10

日野経43号線	伏見区日野野色町30番地の11地先から 同町67番地地先まで	旧	56.50	1.00 ~ 1.80
		新	56.50	4.00
日野経63号線	伏見区日野田頼町1番地の6地先から 同町32番地の3地先まで	旧	41.10	15.03 ~ 18.30
		新	41.10	12.53 ~ 15.80
日野緯30号線	伏見区日野野色町49番地の1地先内	旧	24.40	6.54 ~ 6.59
		新	19.80	6.54 ~ 11.00

(建設局道路部道路明示課)